

県民意見募集（パブリック・コメント）手続に関する指針

第1 趣旨

この指針は、県の基本計画等の企画立案過程において県民の多様な意見、情報、専門的知識等（以下「意見等」という。）を広く求め、県の意思決定に反映させる県民意見募集（パブリック・コメント）手続の実施に関し必要な事項を定める。

第2 対象

県行政の推進に係る基本計画、条例等（以下「計画等」という。）の策定若しくは制定又は改定若しくは改正（以下「策定等」という。）をしようとする場合には、原則としてこの手続を経て策定等を行うものとする。

第3 実施機関

この指針において「実施機関」とは、この手続を実施する知事部局、教育委員会及び公安委員会（警察本部）に属する機関をいう。

第4 実施時期及び公表事項

実施機関は、計画等の策定等をしようとするときは、あらかじめ当該計画等の案を公表するものとする。

2 実施機関は、前項により計画等の案を公表するときは、併せて、次に掲げる事項（以下「関係事項」という。）のうちから必要と認めるものを公表するものとする。

- （1）計画等の案の概要
- （2）計画等の案を作成した趣旨、目的及び背景
- （3）その他必要な事項

第5 実施方法

実施機関は、公表する計画等の案及び関係事項を県のホームページへの掲載、県庁内における閲覧の提供及び記者クラブへの情報提供とともに、次に掲げる方法を活用し、計画等の周知を積極的に図るものとする。

- （1）各県事務所など現地機関での閲覧の提供
- （2）県広報紙への掲載
- （3）地上デジタル放送（データ放送）への掲載
- （4）県政モニター、こども若者県政モニター、NPO、関係団体等への情報提供
- （5）その他適当と考えられる方法

第6 意見等の募集期間

実施機関は、県民が計画等の案についての意見等を提出するために必要な期間を考慮し、原則として30日以上意見等の募集期間を定めるとともに、計画等の案を公表するときには、当該募集期間を明示するものとする。

第7 意見等の提出方法

実施機関は、意見等の提出方法として、郵送、ファクシミリ、電子メール、汎用電子申請基盤（LoGo フォーム）等の手段を定め、その提出先と併せて、当該手段を明示するものとする。

第8 意見等の活用

実施機関は、計画等に係る県の意思決定を行うに当たっては、県民から提出された意見等を十分考慮するものとする。

第9 結果の公表

実施機関は、計画等に係る県の意思決定を行ったときには、速やかに決定した計画等、県民から提出された意見等の概要及び実施機関の考え方を県のホームページに掲載するとともに、県庁内において閲覧に供するものとする。

第10 事前協議

実施機関は、この手続を進めるに当たっては、広報課と事前に協議するものとする。

この指針の策定	平成18年	3月
改正	平成21年	3月10日
	平成21年11月	1日
	平成22年	7月1日
	平成26年	4月1日
	平成27年	4月1日
	平成29年	4月1日
	平成31年	4月1日
	令和7年	4月1日